

本学では、以下の「羽陽学園短期大学 障害者支援に関するガイドライン」に基づき、障害のある学生（入学前を含む）に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な支援を行います。また、関連する学内の組織間との連携・協働に努めていきます。

## 「羽陽学園短期大学 障害者支援に関するガイドライン」

令和2年1月30日 制定

### 1. 基本的な考え方

羽陽学園短期大学（以下「本学」という。）は、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し共に学びあう大学として、障害のある学生（※1）支援の充実に努める。

※1. 「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害を持つ学生をいう。

### 2. 支援方針

本学は、基本的な考え方及び以下の方針に従い、障害のある学生等からの支援要請により、当該学生との十分な話し合いを経た上で合理的配慮（※2）に基づく支援を行う。

※2. 「合理的配慮」とは、障害のある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利行使を確保するために行う必要かつ適当な変更及び調整である。障害のある学生に対し、その状況に応じて、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ本学の体制面、財政面において、過度の負担とならないものをいう。

- (1) 入学前においては、原則として本人または高校からの事前の申請に基づき、障害の状態や程度に応じて支援内容を決定する。
- (2) 入学後においては、原則として本人からの申請に基づき、障害の状態や程度に応じて障害のない学生と同等の修学機会が得られるよう支援する。
- (3) 障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう環境の整備の向上に努める。
- (4) 卒業後の進路については、適切な指導・支援を行う。
- (5) 学生及び教職員に対して障害の理解促進・意識啓発を行う。
- (6) 障害学生支援の基本方針及び体制等について情報を公開する。
- (7) 障害学生の個人情報厳密に管理し、第三者に開示する必要がある場合は、必ず本人の同意を得ることとする。ただし、本学教職員が当該学生を支援するために必要な場合は、守秘義務を遵守してその情報を共有できるものとする。

### 3. 支援体制

- (1) 障害学生の支援は、学内の各組織が連携・協働して行う。
- (2) 障害学生支援に関する窓口を学生課に設ける。
- (3) 障害学生支援に関する支援方針、支援内容の策定・改定は運営委員会で行い、教授会で承認を得るものとする。